

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月十六日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センター」を「特定非営利活動

特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ

特定非営利活動

法人とくしま県民活動プラザ

に改める。

法人徳島サステナブル社会推進センター」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。